

前橋市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会及び審査部会の概要について

1 設置目的

社会福祉法第11条に基づき、身体障害者の福祉に関する事項、その他障害者の福祉に関する事項を調査審議するため。

2 所掌事務

<障害者福祉専門分科会>

- (1) 身体障害者及びその他障害者の福祉に関する事項の調査審議に関すること。
- (2) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。

<審査部会>

- (1) 身体障害者手帳の交付申請に添付する診断書を作成する医師の指定
医師の指定にあたっては、社会福祉法第7条1項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- (2) (1)の身体障害者指定医師の取消
指定を受けた医師について、その職務を行わせることが不適當であると認められる事由が生じたときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その指定を取消することができる。
- (3) 障害の認定（診断書の疑義）
身体障害者手帳の交付申請者の障害が法別表（障害等級表）に該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。

3 その他

【参考資料】

- ・身体障害者手帳交付申請の事務処理の流れについて
- ・身体障害者福祉法による医師の指定について